

---

令和3年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

令和3年3月24日(水曜日)

---

議事日程(第4号)

令和3年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和3年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第18号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第19号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第11 議案第20号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第21号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第22号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第23号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第15 議案第24号 周防大島町介護保険条例の一部改正について(討論・採決)

- 日程第16 議案第25号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第26号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第27号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第28号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第20 議案第29号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第30号 広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について（討論・採決）
- 日程第22 議案第31号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（討論・採決）
- 日程第23 議案第32号 財産の無償譲渡について（討論・採決）
- 日程第24 議案第33号 周防大島町総合計画基本構想の策定について（討論・採決）
- 日程第25 議案第34号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第26 議案第35号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第36号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第29 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第30 議案第39号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第31 議案第40号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第32 議案第41号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第33 議案第42号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について（討論

- ・採決)
- 日程第34 議案第43号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第35 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第36 議案第45号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第37 議案第46号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第38 議案第47号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第39 議案第49号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算 (第13号) (質疑・討論・採決)
- 日程第40 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第41 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和3年度周防大島町一般会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第18号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第19号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条

- 例等の一部を改正する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第11 議案第20号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第21号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第22号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第14 議案第23号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第15 議案第24号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第25号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第26号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第27号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第28号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第20 議案第29号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第30号 広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について（討論・採決）
- 日程第22 議案第31号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（討論・採決）
- 日程第23 議案第32号 財産の無償譲渡について（討論・採決）
- 日程第24 議案第33号 周防大島町総合計画基本構想の策定について（討論・採決）
- 日程第25 議案第34号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第26 議案第35号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第36号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）

- 日程第29 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第30 議案第39号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第31 議案第40号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第32 議案第41号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第33 議案第42号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第34 議案第43号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第35 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第36 議案第45号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第37 議案第46号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第38 議案第47号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第39 議案第49号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第13号）（質疑・討論・採決）
- 日程第40 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第41 議員派遣の件について

---

出席議員（13名）

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

---

欠席議員（1名）

7番 砂田 雅一君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君                      議事課長 池永祐美子君  
書 記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	大下 崇生君	産業建設部長	……………	中村 光宏君
健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	伊藤 和也君
統括総合支所長	……………	山本 勲君			
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	藤本 倫夫君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めて、おはようございます。

一昨日の本会議に引き続き、お疲れさまです。

砂田議員から欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計予算から日程第8、議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計予算までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

3月5日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、8議案について各常任委員会委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（久保 雅己君） 改めまして、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分並びに議案第5号につきましては、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言のうち、議案第1号一般会計予算について、主なものを申し上げます。

はじめに、教育委員会総務課の関係では、委員より、教職員住宅の現状及び中学校の統合に伴う空室の対応をどのように考えているかとの質問に対し、保有戸数は41戸あり、老朽化が激しく入居困難な住宅もあるが、現在17名が利用している。なお、伊保田住宅は油田小学校の閉校に伴い、一般住宅への移管を生活衛生課と協議中であり、利用頻度の高い平野住宅は修繕を加えながら、今後も教職員住宅としての維持管理をしまいたいとの答弁でした。

次に、学校給食センターの賄材料の調達先はどこかとの質問に対し、主にはJA、または学校給食会から仕入れているが、野菜については町内の団体を積極的に利用し、地産地消の推進にも努めているとの答弁でした。

また、カウアイ島への語学留学支援事業の募集人員と、選定方法を問うとの質問に対し、これは和木町、阿武町との合同事業であるが、本町単独での事業実施が可能となるよう募集人数は1名増の7名とした。留学期間は8月9日から22日までの2週間とし、町広報誌とホームページに募集要項を掲載のうえ、高等学校へも案内文書を配布したい。なお、8名以上の応募があった場合には、公開抽選が望ましいと考えているとの答弁でした。

次に、学校教育課の関係では、委員より、検定支援事業の現状と課題を説明願うとの質問に対し、3月1日現在の受検者数は、漢字検定が小学校5、6年生で130人、中学生110人。数

学検定は小学生138人、中学生24人。英語検定は151人が受検している。なお、数学検定には受検率が低いという問題があり、これについては対策と調整が必要であると考えているとの答弁でした。

続きまして、社会教育課の関係では、委員より、文化振興事業の事業採択の時期が5月20日から6月10日へと先送りとなり、実績書類の提出期限も2月であるため、単年度において3分の1は補助対象外の期間となっている。もっと、スピード感を持って取り組むべきではないのかとの質問に対し、当該事業については4月の広報に募集記事を掲載し、5月中に審査・採択を行う予定としている。その後に補助金の申請手続を行うことから、交付決定通知は6月としているが、手続の迅速化は検討してまいりたい。また、2月を期限としている実績報告についても、臨機応変な対応を検討してまいりたいとの答弁でした。

次に、税務課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、広島広域都市圏航空写真撮影については、どのように利活用されるのかとの質問に対し、航空写真は、本町の公図管理システムに取り込むことにより、地籍図を重ねた図面となる。庁内において、他課からデータの提供依頼があれば、これを利用することは可能と考えている。なお、一般の方に対しては、平成30年度に撮影・作成した図面を1枚あたり300円で交付しているとの答弁でした。

また、電子申告サービスシステム導入とはどのようなものかとの質問に対し、これは軽自動車税のワンストップ・サービス・システムの改修である。軽自動車の保有時、一つの手続に必要な各種の手続を可能にしたいという流れがあり、このサービスが令和5年1月から開始されるため、町の基幹系システムを改修するための予算を計上しているとの答弁でした。

続きまして、総合支所の関係について主なものを申し上げます。

委員より、空家有効活用事業について説明願うとの質問に対し、空家有効活用事業については10年間の期限で貸していただける物件について、町が300万円までの範囲内の水回り等を改修し、貸し出すというものである。改修までは総合支所が窓口となり、借りたい人の募集やその後の維持管理については、政策企画課が事務を取り扱っているとの答弁でした。

次に、総務課関係について主なものを申し上げます。

委員より、交通安全対策特別交付金の基本的な用途は何かとの質問に対し、反則金を原資とし、ガードレールやカーブミラー等の安全施設の設置に充当している。なお、停止線等の引き替えについては、柳井警察署に対し、町から要望を行っているとの答弁でした。

次に、コンビニ交付の手数料等、コンビニのシステム利用にどの程度の経費が必要なのかとの質問に対し、交付手数料は1件あたり117円となる。そのほか、保守費用をシステム業者へ支払っているとの答弁でした。



続きまして、洪水ハザードマップ整備事業について、委員より、これは新たなものを作成するのか。以前にも高潮、土砂災害等のマップを作成し全戸配布しているが、災害の種別により、どこへ、どのルートで避難をするのか、町民がイメージしやすいものを作成のうえ、啓蒙を図ってもらいたいとの質問に対し、このたび浸水想定区域の見直しがあったことから、山口県が管理する屋代川、三蒲川、宮崎川、宮川について、新たなものを作成する。なお、避難場所等の表記方法については、より分かりやすいものとなるよう、また、自主防災組織等での活用が進むよう検討してまいりたいとの答弁でした。

また、消防団への通報メールは、どのようなスケジュールで運用される計画なのか。また、登録対象は団員のみかとの質問に対し、火災通報メールについては、防災メールの仕組みを改良して使用し、消防団員の登録を促すものであり、新年度から導入する。これは、消防署からの詳細情報を送るもので、一般向けではないことから、登録は消防団員のみとなるとの答弁でした。

次に、政策企画課の関係では、委員より、地域おこし協力隊員起業経費補助金とはどのような方が対象で、どのように起業するのかを実績も含めて説明願うとの質問に対し、隊員の任期は3年間で、2年経過後の残りの1年間と任期終了後の1年以内において、定住のために町内で起業する場合、100万円の補助金を交付することができるもの。実績については、平成28年度及び平成30年度において、各1名が起業したとの答弁でした。

次に、空家バンク登録推進事業補助金を大きく拡充した理由は何かとの質問に対し、空家リフォームの補助額については、従来10万円が上限であったものを20万円に増額したためであり、あわせて家財の処分費についても、上限が5万円であったものを10万円に増額したことによる。また、空家バンクの登録を促すとともに、新たな要件にDIY、DIYとは自分自身でリフォームを行う、あるいは日曜大工などのことを言い、そのようなリフォームも補助対象としたためであるとの答弁でありました。

以上が、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計予算についての、主な発言の内容であります。

次に、議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてですが、こちらにつきましては特に質疑はございませんでした。

以上を持ちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。吉村民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（吉村 忍君） 民生常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号まで、並びに議案第8号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第1号一般会計予算でございます。

福祉課の関係では、委員から、家庭児童相談室の体制等について尋ねるとの質問に対し、家庭相談員が週4日勤務しているほか、正規職員の専門職を2名配置している。新年度より子ども家庭総合支援拠点とするため専門職は3名体制に強化する予定との答弁でした。

次に、社会福祉協議会の補助金査定に係る基準及び経営状況をどのように受け止めているかとの質問に対しては、社会福祉協議会から予算要求を受け、福祉課で査定を行う。事業ごとに補助率が決まっており、人件費においては人事異動等との整合性を確認する。町も社会福祉協議会の構成員であり、高齢化する地域を支えるため、地域福祉の観点からも補助金を出している。経営状況については、平成16年の合併以降、赤字運営が続いているとの答弁でした。

久美保育所につきましては、委員から、今後の方向性等について尋ねるとの質問に対し、久美保育所については、入所園児数が10名を下回った場合閉所を考えるが、町内の保育園の状況等を勘案して検討するとの答弁でした。

続きまして、健康増進課の関係について、委員から、ちよび塩の効果と目標、食塩摂取量の測定方法、患者数のデータはあるのかとの質問に対し、令和2年度の尿検査による食塩摂取量は13.1グラムで国の目標値や全国平均・山口県平均値と比べ高い結果が出ている。高血圧等の患者数は、国保加入者のデータによると増加傾向にあるが、減塩の取組に対する町民の意識・関心は高く、改善効果がすぐに表れるものでないため、今後も健診後のフォローアップ教室・個別指導等の取組強化を図り、関係機関・団体・地元企業と連携しながらちよび塩の取組をさらに推進したいとの答弁でした。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算については、質疑はございませんでした。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員から、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題に備え、その際の後期高齢者の人数、影響額を試算しているのかとの質問に対し、被保険者数の試算は行っていない。影響額等について、今後調査をしたいとの答弁でした。

続きまして、議案第4号介護保険事業特別会計予算について、委員から、成年後見制度利用支援事業の利用実績について尋ねるとの質問に対し、令和2年度の申し立てはないとの答弁でした。

委員から、認知症カフェとはどのようなものか。また、応募はどのように行い、現在どこで行われているのかとの質問に対し、運営側は認知症に関する相談対応ができる人がいるという要件がある。参加者は認知症の方や家族、地域の方など誰もが参加でき、認知症に関する相談、情報収集、参加者同士の交流を行っている。公募による募集を行っており、現在、大島地区、土居地区に各1か所、久賀地区ではイベントに合わせて開催されているとの答弁でした。

次に、議案第8号病院事業特別会計予算についてですが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から新年度の予算編成について発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

再編計画の状況を簡単に説明いたします。

令和2年4月より橘病院を有床診療所橘医院へ転換、東和病院の病床削減を行い、再編計画をスタートいたしましたが、周防大島町でも新型コロナウイルス感染症の影響が強く3医療機関の入院患者・外来患者及び2老健の入所者・通所者の激減により医業収入が激減しました。

しかし、東和病院と橘医院の病床削減に対し国より、地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金が交付され、新型コロナウイルス感染症に関しては、医療や介護従事者への慰労金給付のほか、感染拡大防止を行う医療機関等に対し様々な支援があり、令和2年度は再編計画と比べ赤字幅が縮小する見込みです。

町立病院として地域住民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制を整えておりますが、感染拡大の状況によってはさらに経営が厳しくなることが予想されます。

医療は、人の命にかかわるライフラインであり、新型コロナウイルス感染症の長期戦が予想される中、経営破綻等による地域医療の崩壊は何としても防ぐ必要があります。

そのためにも、新型コロナウイルス感染症で大変な時期ではありますが、最低限、病院7割、老健8割の稼働率を維持できるよう努めてまいりたいと思います。

次に令和3年度の予算についてです。

周防大島町病院事業局再編計画の、介護医療院やすらぎ苑の開設や居宅介護支援事業所やすらぎの集約、がん検診事業の廃止、総務部業務課の廃止を盛り込んで予算を編成いたしました。

橘医院は、入院受入れを休止しており、入院患者数を見込んでおりません。なお、入院受入れ

の再開見込みが立ちましたら補正予算で対応をしたいと考えております。

支出は、新型コロナウイルス感染症の対応として、人工呼吸器等必要な物品のリースや購入を見込み、後発医薬品の推進や消耗品の5%削減等、支出抑制に取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により医業収入が激減し、再編計画と比べ収入及び支出に大きな乖離が生じる見込みであることから、昨年12月議会全員協議会で御説明した経営コンサルタントの導入について予算計上しております。

医療機器等整備については、29品目の整備を見込んでおります。

収益的収支予算では、前年度比で収入が5.0%の減、支出が5.0%の減、資本的収支予算では、前年度比で収入が56.2%の減、支出が6.4%の減となっております。石原管理者からは以上であります。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、コロナ禍で赤字が減少したにもかかわらず、再編計画の見直し、前倒しの話が出るのはなぜかとの質問に対し、令和2年9月末時点の東和病院の入院患者数の激減等により、経営状況が悪化する恐れがあり、このままでは令和5年度時点で予定の基金が残らない不安を感じたため、12月に全員協議会を開催していただいた。橘医院の休床もその一因である。その後、新型コロナウイルス関連での補助金をいただくことができたため赤字幅が減少したとの答弁でした。

次に、コンサルタントの職務と費用について何うとの質問に対し、新型コロナウイルス感染症もあり患者数が激減しているが、新型コロナウイルス感染症が収束した際にどのくらい患者が戻ってくるか等の調査及び収支の見込みや、町民へのアンケート、人員計画、費用計画、投資計画などのコンサルタント業務を予定している。総額2,558万円を計上しており、現状に即した再編計画の検討を始めていきたいと考えている。契約手続については、公募によるプロポーザル方式で行いたいと思っているとの答弁でした。

やすらぎ苑を介護医療院にするが、収支の影響はどのようにお考えかとの質問に対し、やすらぎ苑単独では約8,000万円の赤字を見込んでいる。介護医療院に転換することにより東和病院、大島病院の入院患者の受け皿となるため、両病院の収入が上がり、病院事業局全体で見ると、収支は改善されるものと想定しているとの答弁でした。

職員管理についてどのようにマネジメントを行っているか。また、管理職手当について、橘医院は休床しているが、それに伴いなにか変更はあるのかとの質問に対し、病院事業局の方針のもと、職員全員が共通認識を持ち進んでいくのがあるべき姿だと考えている。研修を行い、ハラスメントの相談窓口を設けているが、今後、多くの職員の意見を吸い上げるための相談窓口の設置等を検討していきたい。橘医院については手当額等の変更はないとの答弁でした。

地域医療構想の補助金の使途はどのようになっているのかとの質問に対し、重点支援区域とな

っていることもあり、対象となった施設にのみに補助金を充てるのではなく、全体でと考えているとの答弁でした。

大島病院及びさざなみ苑の人員減に伴う現場への影響及び対応をどのようにお考えかとの質問に対し、大島病院については、パートタイム、会計年度任用職員で補う予定である。さざなみ苑については、併設の橋医院からの対応を考えている。介護部門については職員異動により対応予定であるとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第1号の所管部分から議案第4号まで、並びに議案第8号に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。新田建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（新田 健介君） 改めまして、おはようございます。建設環境常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分及び議案第6号、さらに議案第7号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算についてでございます。

生活衛生課の関係について、委員より、地域ねこ活動等推進事業助成金は、予算50万円で対象が5団体となっていると思うが、10万円の具体的な用途の説明をお願いするとの質問に対し、雌ねこの場合は避妊手術を1匹1万円、雄ねこの場合は去勢手術を1匹5,000円助成し、譲渡会等に伴う印刷製本費や会場使用料等の活動費も補助対象としているとの答弁でございました。

次に、公営住宅について、2割から3割の空きがあるようであるが、入居率は変動しているのか。また、入居率を上げる対応策は講じているのかとの質問に対し、人口減少に伴い入居率も下がっている一方、古くなるにつれ修繕等の維持管理費は増えていく状況である。政策空家という言葉があり、老朽化が激しく応募がない住宅を廃止して集約することによって、維持管理費の軽

減を図る目的で、募集は行っていないとの答弁でございました。

次に、商工観光課の関係では、委員より、ピッコロランド等解体工事について、解体に至った経緯の説明をお願いするとの質問に対し、ピッコロランドについては、開館当初は来場者も多かったが数年が経過し、来場者は著しく減少し休館となった。休館後も施設の再開を目指し、管理者の募集を続けたが応募者がなく、今後も再開の見通しは立たないことから閉館を決めた。なお、当該土地は借地であるため、土地返還に向けて地権者と交渉を行ったところ合意が得られたため、解体の経費を計上したとの答弁でございました。

次に、生活交通路線維持負担金が577万9,000円減少する理由は何かとの質問に対し、令和3年4月1日から防長バス油宇線は平野止まりとなる。走行距離が大幅に減少することが主な要因であるとの答弁でした。

続きまして、民泊の受入れについて、令和2年度に引き続き令和3年度前半も受入れ中止の方針であるが、今後の受入体制整備をどのように考えているのかとの質問に対し、民泊受入再開の際には、受入れに関するガイドラインやマニュアル等を整備し、それに基づいた受入れが可能かどうか各家庭に意向を確認しながら体制を整えていきたいと考えているとの答弁でした。

次に、農林課の関係では、委員より、環境に優しい農業に取り組む農業者団体支援、その具体的な内容についてはどのようなことを考えているのかとの質問に対し、応募申請のあった団体の取組は、お米を無農薬あるいは化学肥料なしで耕作する内容であり、1反あたり1万2,000円の交付を予定している。日本型直接支払交付金には様々なメニューがあつて、環境保全型農業直接支払交付金では、化学合成農薬・化学肥料を50%削減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援するとの答弁でした。

続きまして、新規就農者確保事業補助金の3か年の申込み人数、そして応募者数が超えた場合の選考基準はあるのかとの質問に対し、経営開始型には毎年1人は必ず申込みがある。令和元年度及び令和2年度は各1名、令和3年度は2名を申請予定であり、応募が継続対象者7.5名、新規対象者3.5名を超える可能性がある場合は、国に補正予算を要望する。この制度は、誰もが受給できるわけではなく、認定新規就農者が町で定めている年間労働時間、そして年間農業所得等の基準を、就農5年後にクリアできる計画を立て、履行できる就農者が受給資格を有することとなり、審査委員会で計画を厳正に審査し、採択をしている。計画が履行できないときは、補助金を返還させるとの答弁でございました。

続きまして、農産物加工センターについて、巻きしめ機台座交換修理が大島地区以外の3施設で予算計上されている理由は何かとの質問に対し、橘地区農産物加工センター、橘ふれあいセンター及び産地形成促進施設、この3つの加工センターは、缶切りで開けるタイプの缶詰用缶を使用しており、缶切りタイプの缶が生産中止となったため、プルオープンタイプに交換するための

改修を行う。なお、大島地区農産物加工センターは、設置当初よりその機能があるとの答弁でございました。

次に、水産課の関係では、委員より、たこつぼ産卵状況効果調査の次回調査は、令和6年度予定となっているが、この事業は毎年実施されるものなのかとの質問に対し、産卵用たこつぼの沈設については毎年実施しているが、産卵状況効果調査については3年ごとに実施しているとの答弁でした。

続きまして、種苗放流育成事業について、クルマエビとアサリ、この放流を中止したのはなぜかとの質問に対し、クルマエビの水揚げがないので放流を中止し、今後は必要に応じて検討していく。アサリの放流については、今年度は母貝が確保できなかったこともあり中止した。これまでに、成果がみられなかったので一旦休止するとの答弁でした。

次に、建設課の関係について、委員より、道路橋りょう維持管理事業の委託料とは、町道を管理するための草刈りのみかとの質問に対し、主に草刈りに要する費用であるとの答弁でした。

続きまして、道路新設改良費の道路施設点検業務は、5年間で1巡すると思うが、令和3年度は橋りょう点検が59橋となっている。建設課の所管する336橋のうち、完了しているのが令和元年度に78橋、令和2年度が68橋、残りの131橋を2年間で点検するののかとの質問に対し、全ての点検を完了する予定であるとの答弁でした。

次に、議案第6号水道事業特別会計予算について、委員より、包括業務委託における柳井市との負担割合について、周防大島町の割合が多いように感じる。柳井市は大型の事業所あるいは工場など、使用水量は本町よりも圧倒的に多いと思われる。給水人口で按分する方法は不合理なことではないのかとの質問に対し、給水人口で按分することは、当初協議の段階で決定している。御指摘のとおり水を使う量は柳井市のほうが多いが、これまでも1市4町で行う広域圏業務の負担割合を決定する際は、全て給水人口割を根拠としているとの答弁でした。

次に、水道管の耐震化は喫緊の課題であるため迅速に行い、病院や避難施設などは重要な場所であるため、管路の更新を行う際は優先順位をしっかりと決めて行っていただきたいとの質問に対し、水道管の耐用年数は塩ビ管で40年、ダクタイル鋳鉄管は60年とあるが、本町の水道ビジョンや経営戦略の中で、水道管の更新は耐用年数の1.5倍で行う設定としている。塩ビ管であれば60年となり、これらは耐用年数を見据えて更新を行い、あわせて耐震化を図っていくとの答弁でした。

次に、議案第7号下水道事業特別会計予算について、委員より、営業費用処理場費の修繕費が前年度に比べマイナスとなった要因は何かとの質問に対し、令和3年度については、前年度より予想される修理対象物が少なくなったということと、機能保全事業（ストックマネジメント）を行っているので、緊急性がないものは当該事業で行うため減額となっているとの答弁でした。

続きまして、全体の下水道事業収益に占める使用料の割合が10%程度であるが、水道事業では20数%になっている。単純には比較ができないとしても、この割合を上げていかなければ下水道事業が立ち行かなくなると危惧されるところであるが、どのように考えておられるのかとの質問に対し、水道事業は給水エリアが約90%で、下水道事業のエリアは約36%なので、対象面積が違ふということもあるが、下水道処理区域を広げ、水洗化率80%、これを目指し営業収益を上げることが必要と考えている。また、下水道料金の単価が適正かどうかは下水道使用料検討協議会で検討する必要があると考えているとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました、議案第1号の所管部分及び議案第6号、そして議案第7号に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第1号につきまして、本来であれば私が昨年からお願いを、要望をしてきました事業が新規予算案に計上されておりますので、賛成討論を行いたいところではありますけど、その予算が含まれるだけに苦渋の決断というか、昨夜はちょっと眠れなかったんですが、主にちょっと残念ながら、主に3つの理由で反対討論をさせていただきます。

まず、若者定住促進住宅建設事業2,186万5,000円というのがございまして、これ質疑でも申し上げました。これは、この予算は浮島への定住促進住宅の建設ということではあります。が、小松開作に建設中の若者定住促進住宅のあり方も含めて疑問があるということは、前々から申し上げてきているとおりでございます。

この、浮島の若者定住促進住宅につきましては、漁業従事者の住宅が不足しているということが説明されておりますが、ということは定住対策、定住政策というよりは住宅政策であると思えます。住宅整備の必要性ということは別に置いておいても、定住促進住宅としての住宅建設ではなく、住宅政策であれば町営住宅の建設もしくは特定公共賃貸住宅の建設ということになり、それを検討すべきことだと思えます。

行政改革を進めて出張所の廃止という話も、それももう決まっておりますが、そういった住民



サービスを切り捨てる一方で、こうした費用対効果すら明確な数値が出されていないような事業には、とても賛成できるものではありません。

それと2つ目は、やしろ郷ふれあいの里事業6,132万5,000円、これにつきましては予算の内容自体というよりも、これは公共施設の廃止ということになりますので、いきなりこの予算が上がってきた。その廃止のプロセスが欠けているのではないかというふうに感じております。

全員協議会とか、もちろん条例改正議案というものも出てくるとは思いますが、いきなり予算化されるということには手続上の危惧があります。この際、まずは地方自治法に基づいた公共施設の利用廃止について、議会の議決の意思決定のプロセスを規定する重要な公の施設に関する条例というものが制定できますので、そうした慎重な廃止のプロセスを経た上での予算化ということが必要ではないかと考えまして、この予算には反対をいたします。

それともう一点は、これは予算がない、予算に計上されていないということで、この新年度予算には反対をするというものなのですが、質疑でも申し上げましたように不祥事等に対する再発防止策の予算がなかったと。非常に期待外れの、新町長には期待していただけに、期待外れの予算であると思います。

予算をかければいいというものでもありませんが、二度とこうした不祥事、今回実刑判決も出ました。こうした不祥事を二度と起こさないようにするためにも、そうした組織にするんだということを、予算を通して宣言するというのも必要だというふうに考えますので、こうした姿勢の見えない予算について、反対をいたします。

以上の3点で反対をするものであります。以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第1号令和3年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

藤本町長就任後、最初の新年度予算編成であります。町長自身も予算査定から関わり、定住対策、子育て、教育支援、防災対策の重点施策に加え、財政健全化により次世代に不安を残さないこと、役場からはじまる行財政改革による働き方改革や部や課に捉われない横断的な協働、住民と町職員が連帯感を持ち、盛り上がるような取組、危機対応としての自然災害、コロナウイルス、イノシシ対策への対応、医療と福祉の充実、上下水道や公共交通、ごみ収集などの生活環境についての対応など、これら本町の大きな課題に、椎木前町長から継承するもの、さらに延ばすもの、藤本町長のやりたいことを取り入れながら、勇気と真心と一緒に新しい生活の場所をつくり、前例に捉われない総意工夫で他の自治体にはない、周防大島町だけの施策を提案し、町民の皆さんが描く希望や要望や意見を気楽に持ち寄り、全世帯が主人公として共通意識を持てる工夫、仕掛けを凝らし、提供されるものであります。

また、地域ねこ活動等推進事業が新規事業として予算化されたように、議会の声にもしっかりと対応した予算であります。自身の提案した事業が予算化された議案を反対する方はいないとは思いますが、もしそうであるならばその事実をも否定することになり、古今未曾有のことであり、その成立性には魅力が上げられません。

本予算は厳しい財政状況の中、子育て、教育支援、防災対策、定住対策などの事業と、選択と集中により継続事業をはじめ、未利用施設の整理を計画的に実施するなど、行財政改革に取り組むことで、歳出の抑制と予算規模のスリム化を図り、総合計画の基本目標である自然と共生した快適で活力あるまちづくり、人が元気で活躍するまちづくり、安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりの実現に向け、着実に進めるための一般会計予算130億9,500万円であります。

身の丈にあった予算、決算規模への移行や財政健全化を図るための義務的経費の削減、安定した財政運営のための基金確保等の財政環境改善に努め、危機感を持って効率的な行財政運営に努める姿勢を高く評価し、賛成理由といたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和3年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計予算

について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第8号病院事業特別会計予算について、これは1点だけ、コンサルタント委託費2,558万円が計上されていることをもって、反対討論とさせていただきます。

何度も申し上げておりますが、これまで1億円以上の公費を投入して随意契約でコンサルタント業務を委託してきたと。要するに、言い値で公共調達を行ってきたという、大きなこれは無駄が潜んでいるものであります。しかも、そのコンサル自らが60点しかつけれられないような成果に公費をつぎ込んだ責任というものは重大であると考えておりました、この町に病院を残す大改革をするためのコンサル費用でありながら、それ自体に無駄があったとすれば、これはまずその経緯、内容を明らかにするための検証をする必要があると、そのことが重要であると考えております。

単に、随意契約では駄目だから、プロポーザルにしますという問題ではなくて、これまで何度も申し上げておりますように、検証と反省のない改革は無意味であると言いつけておりますが、そのことがいまだに理解されていないようで、誠に残念であります。以上の意味から、このコンサルタント費用を含む予算に反対をするものであります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 病院改革につきましては、前委員長でありました新山さんが報

告をされたとおりであります。周防大島町にどうか公立病院を残そうということで、コンサル料も1億円かかってやったわけですが、そのコンサルタントの本来の形は、周防大島町には病院は1つしか残せないということでした。町議の皆さんや町の方、また町民のことを考えてどうか3病院を維持するというので、苦肉の策で60点というレベルまで下げて、今の現状があると思います。もし、コンサルがそのままを言えば、周防大島町の中の今現状、病院は1つだけになっているのが現状だと思います。一般の皆さんの意見を尊重して、60点になったのが現状だと思いますので、この病院改革につきましてはぜひ進めていっていただきたいというイメージから、この予算につきましても賛成とさせていただきます。どうぞお願いします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

### 日程第9. 議案第18号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（久保 雅己君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員

会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月11日委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言のうち、主なものを申し上げます。

はじめに執行部から、選挙公営に関する条例を制定する要旨は、国の法整備に伴い、候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの方の立候補意欲を高め、立候補しやすい環境の整備・構築を目指したいとの説明がありました。

その後の質疑では、委員より、町議会議員選挙について、法務局で手続した供託金以外のものは認められないのかとの質問に対し、供託金は法務局に届け出た15万円に限定されるとの答弁でした。

次に、選挙運動用ビラには証紙を貼る必要があるのかとの質問に対し、ビラには証紙を貼る必要があり、選挙管理委員会への立候補の届出の際、ビラの届出も行い、同委員会より選挙用品とともに、ビラ証紙を交付することになるとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

これから討論、採決に入ります。議案第18号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第18号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

まず、選挙公営により700万円程度の公費が必要になるということでありまして、候補者が増えればもっと増えていくということで、結果的に議員になれない人にも公費を投入することになりますので、議員報酬を上げるというのであれば、その是非は別にして一定の合理性はあると思います。公費を投入する合理性はあると思いますが、そのあたりがまだまだ、議論が必

要なのかなというふうに考えておりました、その前に質疑でも申しましたが、議会改革とか投票率の向上とか選挙公報の充実、ホームページとか、そういった取組、定数や議員報酬の問題も議論が必要だろうと思います。

端的に申し上げまして、要するに選挙に出る人に対する公費の負担をこの議会で決めるということは、一定のお手盛り感というのが町民の方からは感じられると思います。であれば、少なくともこの条例制定について、一定の町民の方の意見を聞くプロセスというのが必要ではないかなと、その辺を欠いている今回の条例議案には、以上のような観点から反対といたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本条例は、候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの立候補意欲を高め、立候補しやすい環境を整備するためのものであります。この条例により、既定の範囲内で選挙運動用自動車が無料で使用でき、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとなります。

参考までに、この14名の昨年の選挙運動の収支報告書の支出の平均であります、42万8,000円でございます。ポスターの作成費の平均が11万4,000円でございます。これに加え、事前の政治活動用のリーフレットや名刺などの費用もかかります。

私も初めて立候補したときには、選挙並びに政治活動の費用負担が不安材料の一つでございました。自己負担が全くなくなるわけではありませんが、公費負担が行われるということは候補者には歓迎すべきことであります。選挙は勝たなければ意味がありません。ここにいる皆さんは十分承知だと思います。

選挙は水物であり、何が起ころか分かりません。勝ち上がるためには、手抜きなく全力で戦います。選挙費用を少なく収めることだけが正解ではなく、各陣営それぞれの闘い方があります。この公費負担を利用しないことを公約に戦えば、ほかの候補者より有利に戦える場合もあります。

さらに、選挙運動用のビラの量の解禁により、これまで選挙期間中は選挙カーで名前を連呼して回ることはできませんでした。このビラにより判断材料を有権者に提供できることになり、政策の比較による選挙が推進されるものであると考えます。この条例は、選挙運動用自動車やビラ、ポスターの公費負担により、立候補へのハードルを下げるのが目的の条例ではありますが、売名行為や当てつけ等で当選を争う意思のない候補者の抑制のためにも、供託金制度の導入もあわせて必要であると、私は考えております。

多くの立候補者の意欲を高めることは、我々現職の責務であります。本条例の広報に努めると

ともに、より開かれた議会を目指し、ともに取り組んでまいりましょう。

以上の理由により、本議案が議決された場合に発生する公費負担以上に、今後の周防大島町町議会選挙において、より質の高い選挙が行われることに期待をし、本議案に賛成の立場を表明いたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第19号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてから日程第20、議案第29号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。



議案に対する質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号周防大島町立保育所設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第28号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第29号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第29号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

これ、介護医療院の設置ということで、一昨年になりますか、再編計画をまとめるという段階におきまして、老人保健施設から介護医療院への転換は不可能という当初の認識の下でやすらぎ苑の廃止ということで全員協議会等で、議会でも確認をされたという経緯がございますが、その後、県との協議の中で介護医療院への転換が可能となったということで、9月25日に最終案としてまとめられたものが、一昨年の9月25日にまとめられたものが急遽変更されまして、12月議会で改めて介護医療院への転換をするということで、変更計画となったという経緯がございます。

これは、そもそも8次計画への計上という条件を満たせば介護医療院への転換はできたというものでありまして、国の医療等介護の分離方針というものを口実にしたという、そういったことでのこの変更の理由ということは、だからやすらぎ苑への廃止から介護医療院への転換という計画に急遽変更されたという経緯については、いまだに納得がいく答弁は得られていません。9月末に、一昨年の9月末に一旦取りまとめられた計画が3か月もしないうちに変更されたというのは、経緯は今ちょうどこの再編計画が1年もたたないうちに、また見直しというようなことになっているという、そういう伏線であったのかと感じますが、要するに再編計画自体の有効性とか、信憑性というんですか、そういったことが疑われるといわれても仕方のないことでありまして、

そういう計画の実行であるこの条例改正には賛成できるものではございません。

以上の理由から反対といたします。以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第30号広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてから日程第24、議案第33号周防大島町総合計画基本構想の策定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第30号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第32号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号財産の無償譲渡について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第33号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第33号につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

これにつきましては、質疑でも申し上げましたとおりでございます。まずは前期の計画についての検証が不十分というか、なされていないと。本来、前のこれまでの計画の実績というか、成果がどうであったのか、そこを検証しないと次の計画には始まらない。議論が始まらないはずなんです。そこが欠けているという総合計画であって、実際に将来像が今回変わる、前期から将来像が変わるわけなんです。この将来像というのは10年ぐらいで変えていいという、ころころ変えるようなものではなくて、変えるなら変えるでやっぱりその前期の検証をして、こういう理由で変わるんですよという、合理的な説明がなされないといけないということが必要であると思いますが、そこら辺がプロセスとして欠けていると。

もう一つは住民参加というのが、ワークショップもパブリックコメントもされていますが、どうも形骸化というか、形だけで終わっていると。実質的に住民参加が図られたというのが非常に乏しいと、やはりこの総合計画は町全体の町民の方も巻き込んだそういったプロセス、これこそが重要なことでありまして、そういう重要な住民参加のプロセスを欠いた計画であると、計画づくりであったと。そういう総合計画の議案については反対ということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第33号周防大島町総合計画基本構想の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25. 議案第34号

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

日程第30. 議案第39号

日程第31. 議案第40号

日程第32. 議案第41号

日程第33. 議案第42号

日程第34. 議案第43号

日程第35. 議案第44号

日程第36. 議案第45号

日程第37. 議案第46号

日程第38. 議案第47号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第34号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから日程第38、議案第47号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの14議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第34号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第34号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第35号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第35号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第36号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第38号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第40号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第41号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第42号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第43号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案第44号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第45号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第46号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第47号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第39 議案第49号

○議長（荒川 政義君） 日程第39、議案第49号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第49号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第13号）

につきまして、補足説明をいたします。

先日配付いたしております追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に2,432万円を追加し、予算の総額を172億7,616万6,000円とするとともに、第2条において、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、5ページの第2表のとおり、合計で10億9,691万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

歳入の14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,382万円の計上であります。

前回2月補正にて、ワクチン接種が早期に実施できるよう、その体制確保と接種にかかる費用を計上させていただいたところではありますが、このたびワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けて、各自治体において万全の接種体制が確保できるよう、またこの体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることのないようにと、国の実施要綱の改正により追加交付されるものであります。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金には、先日、油田小学校が今年度をもって閉校となることを聞かれた卒業生の方から、匿名での御寄附50万円がありましたので、追加計上をするものでございます。

次に歳出でございます。12ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費におきましては、匿名で御寄附いただきました教育費寄附金を、今後の教育振興の財源とするため、財政調整基金に50万円積み立てをするものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費には、新型コロナウイルスワクチン接種の体制強化に必要な、人件費や報償費、委託料等2,382万円を追加計上するものであります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

5ページは、第2表、繰越明許費についてでございます。

若者定住促進住宅建設事業をはじめ、年度内の完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第49号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第13号）についての概要で

ございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第49号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、歳出の13ページの冷凍庫管理委託費、これにつきまして、どういう業務を委託、誰に委託するのか、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんから、冷凍庫の管理委託というところで御質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の部分は、まず医療従事者向けのところに対して、実はもう単価が示されておりまして、薬剤師等の単価が1時間あたり2,760円という単価が示されておりまして、掛ける1日8時間分ということで、本来はこのファイザーのワクチンというのは1回解凍しますと5日間で使い切ると、こういうことになっておりますので、1か月でいうと5で割れば6回ということなんですが、随時の部分もあるだろうということを想定をしております、1か月に7回という部分で計算をして医療従事者向けについては、1か月分で医療従事者が打つ、小分けを受ける側ですね、受ける側の3施設について計上しております。

それから、高齢者向けというところになりますけれども、これについても同じ単価でございまして、その単価で3か月分を8施設、これは小分けを受ける側の部分ですね、マイナス75度の冷凍庫が3施設入りますので、そういう形で計算をするというようなことをしております。

そのほか、国の想定がファイザーのワクチンというのは、実は多分高齢者向けぐらいで、もしかすると新しいワクチンに変わる可能性があるということ、どうも想定はあるようでございまして、その時期が多分だぶる、ファイザーと、今言われているモデルナというワクチンなんですが、それがかぶる可能性があるということで、実はモデルナ用として同じ単価で1か月7回で4か月分、11施設を計上しているというこういったような形で、金額の設定をしておるところでございます。

ただし、ワクチンの入荷というのが、はっきりまだ見通せてないという状況がございまして、これはどういう形で実際に出していくかというのがはっきり分かっておりません。それから、今回の予算は国の想定はあくまでも9月、半年分、9月までということをどうも想定をしておるようでございますので、そこまでの部分を見込むという形で計算をしているところでございます。

少し分かりづらいかも知れませんが、そういった形での計上をしているというところで御理解

いただきたいと思ひます。

以上です。（「部長、冷凍庫管理委託費の内訳を説明してくれ」と「冷凍庫管理委託費」「冷凍庫の中身」と呼ぶ者あり）中身ね、中身ということ。すみません。失礼しました。冷凍庫というのが、この管理をするというのは、今私が申し上げたのは小分けをする受ける側の話をしております。実際には、まず町民の方から予約を受け付けをします。その段階でファイザーがある3か所のところに、決めたところに幾ら幾ら必要だということを行います。

実際に、そこで接種が行われますというところの中身を、実はV-SYSといわれるシステムのほうに入力をする、予約を受け付けて、接種をして、V-SYSへ入力をしてといったようなことが非常に、これから作業として入ってくるということになりますので、膨大な事務量が発生すると。冷凍庫の管理という書き方をしていますので、少し分かりづらいのかも分かりませんが、実際に受けたワクチンをどう使うかという形で、そのワクチンのV-SYSのデータを見て、実際に運ぶところの配送業者がワクチンを町のほうに供給をしてくると、こういう形になりますので、全ての接種をする医療機関がそういう作業をずっと延々としていくんだと、こういう話になりますので、そういう作業を行うんだということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 大体分かりましたけど、要するにワクチン量の管理、供給等、その量の管理を各冷凍庫のある施設がやる経費で、単価はもう国が定めたものが決まっていますよということで、それで積み上がったものがこの1,131万5,000円になるということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論に入ります。議案第49号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから、起立による採決を行います。議案第49号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第13号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第40. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第40、同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めるこ

とについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

副町長の任務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、町長に事故あるときはその職務を代理するという、極めて重要な職務であります。

私は、昨年10月の町長選挙におきまして、町政を担わせていただくことになりましたが、たのしい島・すみたい島・いきたい島の実現を目指して町政を運営いたしております私にとりまして、新年度を迎えるにあたり、私が最も信頼し、かつ有能な人物を副町長に充て、周防大島町の振興発展に邁進したいと考え、現副町長の岡村春雄さんを引き続き、副町長に選任することを決意いたしました。

岡村春雄さんの実績につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりですが、既に皆様御承知のとおり、人格識見ともにすぐれ、副町長として最適任であります。

御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ただいま同意されました岡村春雄君より挨拶をお願いいたします。

○副町長（岡村 春雄君） 岡村春雄でございます。このたびは、副町長の選任議案に御同意を賜りまして誠にありがとうございます。浅学非才な私ではございますが、副町長を3期12年務めさせていただきましたので、この経験を活かしまして藤本町長の勇気と真心を持って町政運営に取り組むという熱い思いをしっかりと職員に伝え、職員と力を合わせて周防大島町発展のためにさらに努力をしていかなければならないと、心新たにしているところでございます。

そのためにも、議員の皆様の御指導、御協力を引き続きよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

---

日程第4 1. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第4 1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定いたしました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて令和3年第1回定例会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時27分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 砂田 雅一

署名議員 田中 豊文

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員